

入札説明書

1 担当部局

和歌山市教育委員会学校教育部給食管理課

電話 073-435-1137（直通）

2 入札に付する事項

- (1) 名称 貴志・貴志南・鳴滝・藤戸台小学校給食調理等業務
- (2) 履行場所 和歌山市栄谷895番地の2 和歌山市立貴志小学校
和歌山市中野11番地の1 和歌山市立貴志南小学校
和歌山市善明寺615番地の3 和歌山市立鳴滝小学校
- (3) 業務概要 (2)の履行場所における調理業務、洗浄等関連業務及び和歌山市立藤戸台小学校（和歌山市栄谷974番地の245）への給食配送業務
- (4) 調理日数及び食数 年間195日（予定）

貴志小	基本食数	857食／日
貴志南小	基本食数	296食／日
鳴滝小	基本食数	491食／日
- (5) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (6) 予定価格 211, 355, 712円（消費税及び地方消費税含む。）
- (7) 最低制限価格 194, 447, 000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者並びに同条第2項各号に該当する者及び同項各号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 受託しようとする業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有することが必要であることから、次の各基準を満たす者であること。
 - ア 資本金等が1,000万円以上の法人であること。
 - イ 健康増進法（平成14年法律第103号）第20条に規定する特定給食施設の給食業務を実施している、又は同等の実績を有していること（審査会において同等の実績があると認めた者）。
 - ウ 年間営業実績が1億円以上であること。
 - エ 100名以上の従業員を有し、常時営業していること。
 - オ 入札日から起算して過去3年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。

カ 和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。又は、和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公告日以前に和歌山市内に所在する支店又は営業所等を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

キ 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

（４）申請者が自ら受託業務を実施する者であること。

（５）次に定める税目について、公告の日の直近２年分につき未納の税額がないこと。

法人税、消費税、地方消費税、市民税及び固定資産税

（６）和歌山市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４ 入札参加資格の確認等

（１）本入札に参加を希望する者は、３に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格を有しないと認められた者は、本入札に参加することができない。

（２）申請書等交付期間

令和７年１０月２７日（月）から令和７年１１月１０日（月）まで

（３）申請書等受付期間

令和７年１０月２７日（月）から令和７年１１月１０日（月）まで

（４）申請書等交付及び受付時間

午前９時から午後５時まで

（５）申請書等交付及び受付場所

和歌山市七番丁２３番地 和歌山市役所１１階

和歌山市教育委員会 学校教育部 給食管理課

（６）申請書等の提出方法

申請書等の提出は、当該申請書等に記入した内容について説明することができる者が持参することにより行わなければならない。

（７）入札参加資格確認申請書は、別添の用紙により作成すること。

（８）入札参加資格確認申請書に添付する書類は、別添の提出書類一覧表に示すとおりとする。

（９）入札参加資格の確認後、令和７年１１月２８日（金）までに入札参加資格確認通知書を当該申請者に交付する。

（１０）その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、申請者に無断で、入札参加資格の確認以外の用途に使用することはない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等は、紙製フラットファイル（規格：A4－S）にとじ、その表紙及び背表紙に申請者及び入札の名称を記入しなければならない。

5 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、入札参加資格を有しないと認められた理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1) に示すところにより理由説明を求めようとする者は、理由説明を求める旨の書面の提出を入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を含む）後の日の午後5時までに4の(5)に示す場所に持参することにより行わなければならない。ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。
- (3) 説明を求められたときは、令和7年12月12日（金）までに当該説明を求めた者に文書により回答する。

6 現場確認

現場確認を要望する者に対しては、市が指定する日時において各業者が個別に行うものとする。

7 入札執行の日時及び場所並びに注意事項

- (1) 日時 令和7年12月22日（月） 午後2時40分
- (2) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 入札室
- (3) 入札における注意事項
 - ア 郵便による入札である
 - イ 郵便入札における説明及び注意事項を遵守すること

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 不納付とする。
- (2) 契約保証金 本公告に示した競争入札の落札者は、契約締結時に当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、その者が保険会社との間で本市を被保険者とする契約の履行保証保険契約を締結したときは、不納付とする。

9 契約書作成の要否 要

10 契約の締結についての議会の議決の要否 否

11 最低制限価格の設定の有無 有

12 入札の無効

本書に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書又はその資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

13 入札の延期又は取り止め等

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

1 4 契約を締結しない場合

契約を締結するまでに次のいずれかに該当することが判明したときは、契約を締結しないことがある。

ア 入札公告、本説明書又は入札条件の定めに反しているとき。

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品を取り扱う業務に関する法令違反により、行政処分を受け又は受けるおそれがあるとき。

ウ 契約を締結することが不相当と判断されるとき。

1 5 その他

本公告及び本入札説明書に定めるもののほか、調達課の定める入札条件に従うものとする。